

岩手県告示第 302 号

牧野法（昭和 25 年法律第 194 号）第 3 条第 6 項において準用する同条第 5 項の規定により届出のあった遠野市牧野管理規程について受理した。

なお、牧野の所在、地番及び地目並びに受理の年月日は、次のとおりである。

平成 20 年 4 月 8 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 牧野の所在及び地番 遠野市附馬牛町下附馬牛第 8 地割、松崎町光興寺第 3 地割、第 8 地割及び第 13 地割、綾織町鶉崎第 2 地割、第 3 地割及び第 4 地割、宮守町上宮守第 1 地割、第 14 地割及び第 15 地割並びに宮守町達増部第 42 地割及び字椀川目山国有林
- 2 牧野の地目 山林、牧場、原野及び保安林
- 3 受理の年月日 平成 20 年 3 月 26 日